

3. ゆりかごに類似した各国の制度と取組一覧

【ゆりかごに類似した各国の制度と取組一覧】

国名	baby box の名称	開始年	baby box の概要			
			設置経緯	法制化	内容等	
ドイツ	baby klappe	設置 2000		x	<p>ドイツ最初のハンブルクの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉のふたを開けると、中にベッドがあり、赤ちゃんが置かれるとアラームが鳴り、職員が駆けつける。赤ちゃんを置いたら、ふたは二度と開かない。 ・中には親に当てた手紙が常備、その表紙には置いていく子どもの手形や足形を押せるスペースがあり、スタンプ台が取り付けられている。 ・監視カメラは子どものベッドのみを映し、またベッドと扉の間にもカーテンがあるため、職員が駆けつけても親の顔が見えないようになっている。 ・預けられた子どもは医師の診察を受け、保護された機関で8週間養育される。その間、思い直して引き取ることが可能。その後、養子縁組が可能となる。 ・ドイツ国内のbaby klappeの数は記事により70～90あるとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2008.1にハノーバ及びカールスルーエにおいて、赤ちゃんが死亡。前者はbaby klappeの戸外で凍死。後者は置かれる前から死亡していたと伝えられている。 ・この事件により、baby klappe及び匿名出産の可否の議論が再燃している。
チェコ	不明	2005.6.1		x	<ul style="list-style-type: none"> ・プラハの民間診療所に設置。 ・母親がボタンを押してドアを開け、匿名で子どもを入れ、閉めるとアラームがなり看護師や医師が1分かからずに取りに来る。その後、子どもは養子縁組となる。 ・2006.2に初めての預け入れ。 ・チェコでは養子縁組は生後6週以降に可能となる。ただ、このケースでは親が出生証明書を置いて行ったため、匿名の子どもではなく、2か月待つ必要があった。 ・国内に5か所、さらに2008年に3箇所増える予定。預け入れられた新生児は2007.12現在10人。(財団のホームページによると、2007年12月までに6つのboxが設置。その中には、市民病院や大学病院に設置されたものもある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立までには財団と政府との間で2年間の議論があったが、最終的に担当省が合法性を確認している。 ・警察は、テレビで親を捜す(麻薬・アルコール中毒等の恐れもあるため)と発言したが、それに対し財団が「裁判も辞さない」と批判したため、警察は発言を撤回。ただし、親を探さなければ、子の親を知る権利は満たされないという議論もある。 ・預けられた3人の子のうち2人は出生証明書が残されておき、母親を見つける事ができた。
オーストリア	babynest	設置 2001 (設置の数か 月後に法制 定)		○	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科や小児科の病院が主体となって院内措置の一環として設置。 ・babynestへの子どもの委託は母親の権利ではなく、母子の健康や生活が不可避の危機に晒されると懸念されるような困窮状況がある場合に限り正当化される。遺棄において犯行容疑がない限り、治安当局も調査しない。 ・子どもの委託は青少年福祉担当者への委託を意味し、担当者は子どもの法定代理人として行動、養子縁組契約を結ぶ権利をもつ。病院は、担当者の許可なく実親に子どもの身元に関わる情報を漏らしてはいけない。ただし担当者と病院が母親と築いた信頼関係を一方的に終了することはできず、母親の同意が必要。 ・子どもが置かれた病院は、身分登録局(戸籍所)に可能な範囲で出生を届け(照会を回避するため「法務省の発布に従った」旨を記載)、身分登録局は調査をせず、州の首相のもと手続きを開始する。州の首相が、子の代理人たる青少年福祉担当者参加の下、子どもの名前を確定する。 ・ザルツブルクでは、babynestの中に置かれた紙を持ち帰ると、そのコード名により子どもの状態を匿名で隠ることができる。 ・国内には15か所(2006.7現在。殆どが病院(公立病院や大学病院を含む)に設置。)のbabynestが存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績については、阪本氏の論文では0とあるが、オーストリア放送協会HPの記事によると、「ザルツブルクの聖ヨハン病院で2007.6に初めての預け入れ(生後6日)」との報道や、例示として「リンツの病院でも年に1～2件」との報道がっており、2007年時点で少なくとも0件ではない。
ベルギー	不明	2000		不明	<ul style="list-style-type: none"> ・通りから行きやすい所に設置されている。扉が開くとアラームが鳴ってボランティアの人に知らせる。子どもは初期のケアを受け、その後当局に引き渡される。 ・Boxには、母親が赤ちゃんの足型を証拠として持ち帰るよう、スタンプが置かれているが、それが後日、母親が赤ちゃんを取り戻したいと思った際の法的な価値を持つかどうかは確かではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルギーのアントワープ市長は、ベルギーでは女性が赤ちゃんを遺棄する罪にあたり、この団体は女性の犯罪を招いていると非難している。

国名	ゆりかご類似制度 についての出典	情報の時点	匿名出産 の可否	匿名出産 法制化	匿名出産に ついての出典
ドイツ	(baby klappe 及び匿名出産の概要について) 子どもの将来から見る「赤ちゃんポスト」 ードイツの現状と比較してー前 国立国会図書館行政法務課 落美都里 (レファレンス 2008.6月号) (その他の情報について) タイムズ紙ホームページ ドイツの国際放送事業体ドイチェ・ヴェレ (DEUTSCHE WELLE) ホームページ	調査時点2007.10 2007.3 2008.1	ミュンヘン、ハンブルク等、州の官庁の認可等を得て行われている自治体もある。	× 法制化については、これまで何度か草案が提出されているが、これまで必要な賛同者を集めた事はない。	落美都里氏の論文 及び 参議院議員団の重要事項調査議員団報告書 (2005.11)
チェコ	「国营ラジオプラハ」ホームページ記事 設置経緯等についてはスタティム財団(STATIM foundation)ホームページ	ラジオプラハの記事は時点により数字が動くものは2007.12.22 更新時期不明だが2007.12.21以降の情報が含まれる。	2003.8現在 「半匿名」の診療所が1箇所のみ。 開始からの過去7年間に41人の女性が利用。 家を離れて適切な医療管理の下出産、最低限の質問のみ答え、子どもを置いて行く。情報は高い機密が約束される。 宿泊費用は一日当たり120クラウン (175円 (2円) = 約6円)。	2001年に匿名出産に関する法案が一度否決。その後不明。	「国营ラジオプラハ」のホームページ記事 通貨レートについてはチェコ共和国大使館ホームページ
オーストリア	オーストリアにおける捨て子ボックスと匿名出産に関する2001年7月27日の法令 (訳及び解説 大阪大学 阪本恭子) 一部、ザルツブルク州サイトからリンクされた「Babynest-Salzburg」ホームページ <設置箇所について> ザルツブルク州発行「Adoption」 <その他の情報について> ORF (オーストリア放送協会: 公共放送) ホームページ	阪本恭子氏の訳 2006.1 最終更新不明 2006.7出版 2007.5.9、6.28、9.14	法制化される前から行われていた。 例えば、オーバーエスタライヒ州でbabynestを設置している4つの病院では、全て匿名出産を行っている。 ザルツブルクの例 ・名乗らずに出産し、その後に子どもを連れて帰るか、匿名で子どもを置いていくかを自由に決められる。 ・母親は子どもに置いていった動機やその他のメッセージを手紙に残すことができる。その手紙は、子どもが成人するまで青少年福祉担当者により封印され保管される。 ・子どもは新生児センターから世話をする家族(里親?)へ、そして養子縁組手続きへと進む。	2001年	オーストリアにおける捨て子ボックスと匿名出産に関する2001年7月27日の法令 訳及び解説 大阪大学 阪本恭子 ORFホームページ Babynest-Salzburgホームページ
ベルギー	CNNホームページ	2000.10.28	情報なし	-	-

【ゆりかごに類似した各国の制度と取組一覧】

国名	baby box の名称	開始年	baby box の概要			
			設置経緯	法制化	内容等	
アメリカ	safe haven ドイツのような箱を設置する方法ではなく、避難所として指定された病院等の施設やその職員に渡す。	法制定 1999 (テキサス) それ以降、 各州で開始	・遺棄児童の増加に対応するため、各州において法律制定。	○ 1999年のテキサス以降、現在では全50州で法律制定	・各州により規定される内容は様々。 <安全な避難所 (safe haven)の提供者> ・病院を中心としてその他緊急医療サービス提供者や警察、消防署等が規定される。州によっては医師や看護師等、職員を提供者として規定し、直接手渡す事を規定しているところもある。 <預け入れ可能な年齢> ・生後72時間以内が一番多いが、72時間以内～1年以内(※1)まで様々である。 <提供者の義務> ・必要な医療を即座に提供する義務を課す他、児童福祉部門への連絡や、親に対して医療歴等を尋ねたり、預ける以外のサービスについて情報提供することを義務づける州もある。身元保証用のIDナンバー付きプレスレットの提供を規定している州もある。 <預け入れた親の保護> ・多くの州で匿名性が保証されており、身元証明等の情報の提供は強要できない。また安全に定められた方法で子どもを放棄した場合の児童遺棄罪等からの許追の免除等が定められている州もあるが、いずれも児童虐待等が明らかでない場合には適用されない。 <子どもを放棄した結果> ・通常は避難所の提供者が児童福祉部門へ報告すると、児童福祉部門によって遺棄児童として子どもは保護され、養子縁組等の手続きが取られ、家庭裁判所に生みの親の親権抹消の申立が行われる。	<預け入れ可能な年齢> ※1について ・ネブラスカ州(2008に制定)のみ、現時点の法律では年齢の規定がないが、その後、高年齢児童の預け入れが続出したため、法改正の議論が行われている。
南アフリカ	hole in the wall 非営利団体 door of hopeによる。 (乳児院や児童養護施設、養子縁組あっせん等も運営)	設置 1999.8	・ヨハネスブルグだけで毎月40-50人の赤ちゃんが遺棄され飢えや風雨にさらされ命を失っていたため、非営利団体 (door of hope)が開始。	×	・布教教会 (Missionary) の壁に24時間受入可能な「壁の穴(hole in the wall)又は赤ちゃん置き場 (baby bin)」を設置。人が来るとセンサーが中の人に知らせる。するとすぐに取ってきて世話を開始する。 ・全ての赤ちゃんがこの財団を通して来るのではなく、警察が連れてきたり、絶望的な母親が直接連れてきたり、病院から出産した親が子どもを置いていなくなったと電話があり、連れに行くこともある。 ・母親がもし相談できる場合には、同意があれば養子縁組のためのサインができるよう児童福祉局長の所へ連れて行く。 ・子どもはすぐに接種をし、HIV梅毒やB型肝炎の医療・血液検査を行ってから、マッチングを開始する。	・2007.6までに560人(うちhole in the wallの子は50人)に支援し、約200人が養子縁組となった。
パキスタン	jhoola edhi財団により運営 (孤児院の他、救急車や病院、貧困者のシェルター、麻薬中毒者の回復施設等を提供)。	1952 (TIMES on line. Women's e newsのHPによると財団開始が1952、jhoolaの開始は約20年後の1970とされる。)	・嬰兒殺の広がりを恐れ、絶望的な母親連に選択肢を与えたいと考え、エディー財団 (edhi foundation)が開始。	×	・通りにベビーベッドが置いてあり、「殺すな。生きるためにこのゆりかごに赤ちゃんを置いていきなさい。」と英語とウルドゥ語で記入されている。 ・入れられた子どもは多くがパキスタンの家庭に養子縁組され、残りは財団の17の孤児院で育てられる。 ・パキスタン国内におよそ300設置。1952年以降に望まれない赤ちゃんを16,700人以上、今日、年平均450人救っている。 ・このサービスに関する全ての書類は、後に子どもが社会的な問題に直面しないように、機密が保たれる。	・預けられる子どもの大半が女の子。およそ3%が障がい児、健康な男の子はわずか1-2% (女の子や障がい児は働き手にならないため)。また、健康な男の子の殆どが非嫡出子(法律で中絶と姦通が禁止されているため)。 ・この基金は全てを寄附でまかなっており、政府や国際組織からの援助を断っている。 また、養親は基金に寄附をすることを禁じている(子どもを売っているのではないため)。
インド	palna(ゆりかご) cradle baby scheme	1992 タミル・ナードゥ州	・古くからの女性差別により、女兒の養育は重荷となる(結婚時の多額の持参金等)ことから、大量の女兒胎児墮胎や女兒嬰兒殺の慣習があり、それを防ぐため、タミル・ナードゥ州が開始。	不明	・病院や保健所、孤児院や養護施設、社会福祉事務所等に設置されている。タミル・ナードゥ州で188か所(時点不明)。 ・政府は女兒への嬰兒殺・墮胎防止の対策として実施。胎児の性別判定は1994年に施行された法律で禁じられているが、有罪となった医師は殆どいない。 ・NGOが入り出した情報によると、開始から2007.1までに受け取った子どもは2,589人。しかし、その死亡率の高さも指摘されており、同日現在で404人が死亡、州の平均の約5倍となっている。また、得られる情報の範囲では、同日現在、1,472人が国内で、115人が国外で養子縁組されている。 ・男児の預け入れもあるが、大半が女兒である。	・タミル・ナードゥ州政府は、3000人近いゆりかご赤ちゃんについて、政府が情報をもっていないとの批判に答え、2008年に21の認可養子縁組斡旋者を集め、赤ちゃんは政府に属すること、養子縁組した後もその子どもの福祉を追いかけることを約束し、それぞれの情報を電算化することとした。(Tehehka 2008.4.26記事)

国名	ゆりかご類似制度 についての出典	情報の時点	匿名出産 の可否	匿名出産 法制化	匿名出産に ついての出典
アメリカ	Child Welfare Information Gateway(アメリカ合衆国保健社会福祉省発行) 及び Child Welfare League of America (アメリカ児童福祉連盟) ホームページ	2007.7 更新時期不明だが、2008.7の情報が含まれる。	情報なし	-	-
南 ア フリ カ	非営利団体「希望のドア (door of hope)」ホームページ	更新時期不明だが2007.6以降の情報が含まれる。	情報なし	-	-
バ キ ス タ ン	タイムズ紙ホームページ エディー財団 (Edhi Foundation) ホームページ (開始年のみWomen's e newsホームページ)	2006.3.21 更新時期不明 更新時期不明	情報なし	-	-
イ ン ド	インド政府ホームページ USA TODAY ホームページ ムンバイのNGO「Karmayog」ホームページ	更新時期不明 2007/2/18 更新時期不明	情報なし	-	-

